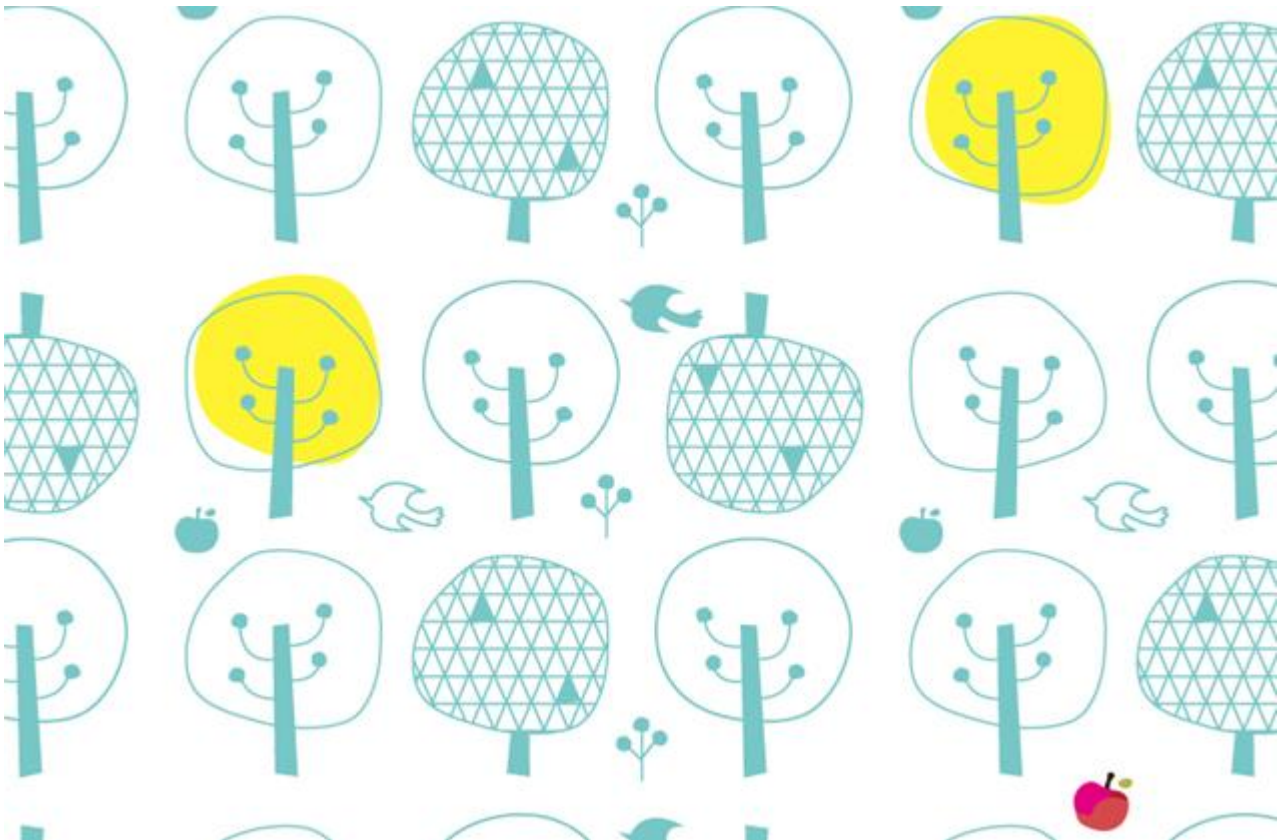




認定医療ソーシャルワーカー 取得の手引き



公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

Japanese Association of Social Workers in Health Services

目次

はじめに.....	3
I 認定医療ソーシャルワーカーとは	4
1 定義.....	4
2 果たすべき役割.....	4
3 担保したい力量.....	4
II 認定医療ソーシャルワーカー取得方法について	6
>>新規申請	6
1 認定医療ソーシャルワーカーになるための要件.....	6
2 認定医療ソーシャルワーカー申請のポイント対象となる各種研修や活動等	6
3 認定医療ソーシャルワーカー申請の流れ	11
>>更新申請と失効（認定の停止）	15
1 更新要件	15
2 更新申請の流れ.....	16
>>審査料・認定登録料.....	17
>>振込先.....	17
参考資料 認定社会福祉士について	18
1 認定社会福祉士とは.....	18
2 認定社会福祉士の取得方法	18
様式集.....	20

はじめに

1987 年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから年月が経ち、医療ソーシャルワーカーの基礎資格が社会福祉士であることは、診療報酬への位置づけをはじめとして、広く認知されるようになりました。

2007 年の社会福祉士及び介護福祉士法改正法成立時に、「より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行う」ことが附帯決議され、職能団体としては社会福祉士の質の向上のために「資格取得後の体系的な研修制度の充実や、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討」に取り組むこととなりました。

具体的な取り組みとして、2008 年に日本社会福祉士会内に「専門社会福祉士研究委員会」が設置され、当協会も参加しました。同時に専門社会福祉士（仮称）を検討する場として協会内にも委員会を設置。協議の結果、2010 年度から先行して当協会の「認定医療社会福祉士※」制度がスタートしました。

一方、前述の「専門社会福祉士研究委員会」にて、2011 年に現在の「認定社会福祉士認証・認定機構」が設立され、2012 年から「認定社会福祉士」制度がスタートしました。

この二つの制度の整合性を明確にするため、当協会では検討を重ね、機構への提案を行いました。結果、2015 年に当協会の「認定医療社会福祉士※」を取得した上で、スーパービジョンの実施と認定研修の受講によって機構の「認定社会福祉士」が取得できるルートが確立しました。「認定医療ソーシャルワーカー」は保健医療分野における一定の能力をもつ者とし、「認定社会福祉士」はソーシャルワーク理論に基づくすべてのフィールドに共通する実践能力をもつ者としています。

地域ではますますソーシャルワーク機能が求められています。当協会としても、ソーシャルワークの質の向上のために、当協会認定医療ソーシャルワーカーが更に増え、認定医療ソーシャルワーカーを基盤とする認定社会福祉士取得者を増やすことが喫緊の課題であり、多くの方々に取得していただくことを切に願っています。

※2021 年 4 月より「認定医療ソーシャルワーカー」へ名称変更

1 定義

認定医療ソーシャルワーカーとは、「医療ソーシャルワーカーの業務指針に従い、倫理綱領を遵守して社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行うものであって、保健医療分野においての社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた」者のことを言います。

2 果たすべき役割

以下の7つの役割を果たす認定であると考えています。

- ① 困難及び多問題ケースに対応できる。
- ② 職場内で中堅的立場としてリーダーシップを取る。
- ③ 業務運営管理を理解し適切な行動が取れる。
- ④ 実習指導など人材育成において、指導的役割を担う。
- ⑤ 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。組織内でのコーディネートを行う。組織外に対して社会福祉の立場から発言ができる。
- ⑥ 地域の関係機関、関係職種等と連携を図り、地域の保健医療福祉システムづくりを行う。
- ⑦ 患者の権利擁護に関する知見を有し、対外的に行動できる。

3 担保したい力量

① 統合的実践能力

論理的思考に基づいた倫理的実践であり、必要な知識、技術を駆使し業務を遂行できる実践能力を持つ。

② 総合的及び保健医療分野の専門的知識

ジェネリックソーシャルワークを理解し、保健医療分野における専門的知識を有している。

③ 保健医療分野の専門的技術

保健医療分野における面接技術、アセスメント技術、介入技術、グループ介入技術、地域介入技術、アドボケイトのための技術など必要な技術を有している。

④ 患者アドボケイト能力

患者など、クライアントの安全や利益を守り、患者やクライアントの自己決定を尊重できる。

⑤ リーダーシップ能力

スタッフへの影響力を考慮し、スタッフに対して動機付けができ、適切なコーチング（指導力）、チーム効率の促進、変革の促進などを図ることができる。

⑥ 組織内ネットワーキング能力

組織の構造・機能を理解し、他部門、他職種との連携ができる。

⑦ 組織外ネットワーキング能力

地域文化性や特徴を理解し資源を活用できる。さらに関係機関や大学など組織外のネットワーキングができる。

⑧ コンフリクトマネジメント能力

問題解決のためのアセスメントを行い、トラブル解決のための処理を迅速に行える。機関、部門などで生じる葛藤を予測でき、プロトコルを作成できる。

⑨ 業務運営能力

組織目標への貢献を含め、業務に対する計画、企画力、業務のタイムマネジメント、業務効率の促進、リスクマネジメント、スタッフ管理・人員配置を含む

⑩ スーパービジョン能力

新人のソーシャルワーカー、実習生、研修生などの指導を行うことができる。

⑪ 研究能力

研究課題を設定し、それに基づく計画を立案する。またそのための予算獲得やプロトコルを書くことができる。

≫新規申請

1 認定医療ソーシャルワーカーになるための要件

下記すべての要件を満たした場合、認定医療ソーシャルワーカーとして認定されます。

- 1) 社会福祉士登録後、保健医療分野における実務経験が5年以上であること。または社会福祉士登録後、相談支援の実務経験があり、申請時において、当会正会員として5年以上の加入期間があること。

※保健医療分野における実務とは、病院を始めとし、診療所、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、保健所、精神保健福祉センター等における実務を指す（「医療ソーシャルワーカー業務指針」より）。

- 2) 社会福祉士登録後の認定医療ソーシャルワーカーに関わる研修等において、合計180ポイント以上を取得していること。ポイント認定対象となる各種研修や活動等は「認定医療ソーシャルワーカー認定に関わるポイント基準一覧」を参照のこと。

- 3) 上記180ポイントの内、当協会主催研修及び当協会がシラバス認定した研修から60ポイント以上取得していること。

※認定制度から見た研修受講モデル例は7ページを参照してください。

※ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものです。

- 4) ポイント要件を満たした上、ポイント認定後に課されるレポート2編の審査に合格すること。

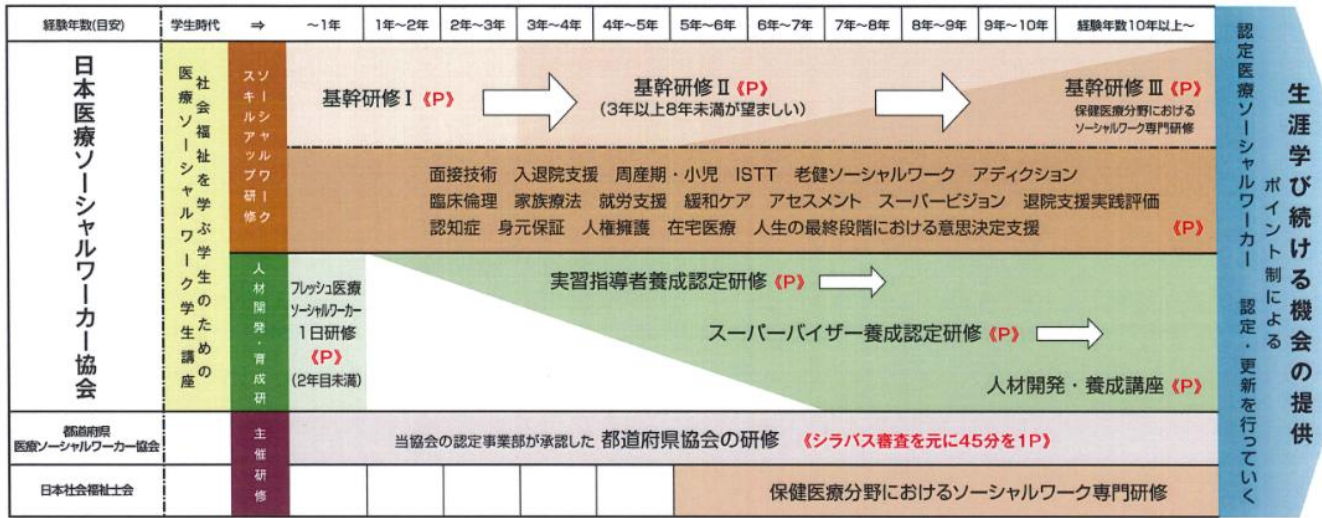
2 認定医療ソーシャルワーカー申請のポイント対象となる各種研修や活動等

認定医療ソーシャルワーカーの認定審査の対象となる研修は「認定医療ソーシャルワーカー認定に関わるポイント基準一覧」にあるように、以下のものから構成されます。

【大項目】

1. 学会参加
2. 講習会・研修会の受講
3. 地域活動・社会貢献
4. 論文・著作等
5. 学会発表
6. 講習会・研修会講師
7. 論文・学会演題の査読
8. 実習指導者としての業績
9. スーパーバイザーの実績
10. 日本医療ソーシャルワーカー協会及び都道府県協会の理事・監事等の業績

日本医療ソーシャルワーカー協会の研修体系図



※《P》はポイントのつく研修 ※⇒は積み上げの研修

認定制度から見た研修受講モデル例

経験年数(目安)	学生時代	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
研修名	医療ソーシャルワーカーを学ぶ学生のための学生講座	シラバス申請された都道府県協会主催研修等(60P)									
		基幹研修Ⅰ(40P)									
					基幹研修Ⅱ(30P)						
								基幹研修Ⅲ(60P)			
					実習指導者養成認定研修(30P)						
スーパービジョン		スーパービジョン(6単位=90P)						スーパーバイザー養成認定研修(20P)： スーパーバイザー機構登録は10年(一部7年)目以降			
認定申請・審査等							認定医療 ソーシャルワーカー 申請・審査	認定社会福祉士 認定研修受講	認定医療 社会福祉士 申請・審査	スーパービジョン (2単位=30P)	

ダブル認定取得・更新

認定医療ソーシャルワーカー取得:当協会が実践力の担保を認定

認定社会福祉士取得

【認定医療ソーシャルワーカー認定に関わるポイント基準一覧】

以下の項目を参考にポイントを算定することとなります。

大 項 目	項 目	履修ポイント
1. 学会参加 *上限 50 P	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会全国大会・日本医療社会事業学会	10 P
	2) 日本保健医療社会福祉学会（ <u>日本保健医療社会福祉学会</u> 主催）	10 P
	3) 世界ソーシャルワーク学会（IFSW）	10 P
	4) 学際領域の学会・学術集会（以下関連学会） 日本社会福祉士学会・日本精神保健福祉士学会・ 日本精神保健福祉学会・日本ソーシャルワーク学会・ 日本社会福祉学会・日本地域福祉学会・日本在宅ケア学会・ 日本生命倫理学会・日本職業リハビリテーション学会・ 日本緩和医療学会・日本プライマリ・ケア連合学会・ 日本災害医学会・日本臨床救急医学会・ 日本医療マネジメント学会・日本老年社会科学会等、 その他日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体	5 P
2. 講習会・研修会の受講	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催の研修会	
	①医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ	40 P
	②医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ	30 P
	③保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ	60 P
	④実習指導者養成認定研修	30 P
	⑤スーパーバイザー養成認定研修	20 P
	⑥その他日本医療ソーシャルワーカー協会が企画実施する研修	45分1 P 当協会 HP にて ポイント一覧表を掲載
	2) 都道府県協会または日本医療ソーシャルワーカー協会が認める団体の保健医療福祉分野の講習会・研修会 法人等の組織内研修のうち、シラバス審査を受け、認定医療ソーシャルワーカー・認定社会福祉士・研究者が講師を務める講習会・研修会（上限 40 P）	45分1 P シラバス審査に 準じたポイント数 当協会 HP にて ポイント一覧表を掲載
	3) その他規約のある団体等が開催した保健医療福祉分野の講習会・研修会	1 時間未満 1 P 1 時間以上 2 時間未満 1 P 2 時間以上 3 時間未満 2 P 3 時間以上 5 時間未満 3 P 5 時間以上 5 P

大 項 目	項 目	履修ポイント
3. 地域活動・社会貢献	1) 活動証明がとれる社会活動等（災害ボランティアなど）	1回5P *上限20P
	2) 委嘱状の交付される活動等（委員・役員等） 主催団体や自治体等の1委嘱状ごと	5P (一委嘱状) *上限20P
4. 論文・著作等	1) 協会機関紙「医療と福祉」、日本保健医療社会福祉学会 「保健医療社会福祉研究」掲載（論文・実践報告・特集・研究ノート）の筆頭著書	20P
	2) 協会機関紙「医療と福祉」、日本保健医療社会福祉学会 「保健医療社会福祉研究」掲載論文の共著者	5P
	3) 上記以外の論文筆頭著者 査読有り	20P
	4) 上記以外の論文筆頭著者 査読無し	10P
	5) 医療と福祉・保健医療社会福祉研究）以外の論文の共著 査読あり	10P
	6) 医療と福祉・保健医療社会福祉研究）以外の論文の共著 査読無し	5P
	7) 著者・編著者の主たる著者 単著	40P
	8) 著者・編著者の主たる著者	30P
	9) 著書・編著書の共同執筆者	20P
5. 学術大会・学会発表	1) 「全国規模の学術大会」シンポジスト、パネリスト、講演講師など	20P
	2) 「全国規模の学術大会」一般発表筆頭演者	10P
	3) 「全国規模の学術大会」一般発表共同演者	5P
	4) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 シンポジスト、パネリスト、講演講師等	10P
	5) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 一般演題の筆頭演者	5P
	6) 「その他の地方学術大会・大会等」 シンポジスト、パネリスト、講演講師等	5P
	7) 「その他の地方学術大会・大会等」一般発表の筆頭演者	5P
	8) 「全国規模の学術大会」座長	10P
	9) 「都道府県協会主催の学術大会・大会等」 「その他の地方学術大会・大会等」座長	5P

大 項 目	項 目	履修ポイント
6. 講習会・研修会講師	1) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催各研修会での講師	10P
	2) 当協会が後援する保健医療福祉分野の講習会研修会での講師	10P
	3) 都道府県協会主催の保健医療福祉分野の研修会講師	10P
	4) その他定款・規約をもつ団体からの保健医療福祉分野の講演講師依頼	10P
	5) 市民公開講座や地域住民、民生委員等への講演講師	5P
	6) 項目1)～4)に該当する研修会の演習ファシリテーター	5P
7. 論文・学会演題の査読	1) 投稿論文の査読	5P
	2) 日本医療ソーシャルワーカー協会主催の学術大会演題査読	5P
	3) 都道府県協会主催の大会等演題の査読	5P
8. 実習指導者としての業績	1) 実習指導者講習修了者が行う実習指導(60時間で5ポイントを基準とする) ※90Pは(180時間=15P/人)で6人分相当 ※主たる実習指導者へのポイントを認定します。 他指導者との重複実績は認められません。	8・9合計で 上限90P
9. スーパービジョンの実績	1) 機構の要件を満たすスーパービジョンを受ける・する ※スーパービジョン1契約につき30Pのため、90Pは3契約分相当。 ※認定社会福祉士認証・認定機構の形式によるものであること。 ※認定社会福祉士の申請に必要なスーパービジョン実績と兼ねることはできません。	
10. 日本医療ソーシャルワーカー協会と各都道府県協会理事・監事等の業績	1) 理事・監事	5P
	2) 委員会委員等(委嘱状1枚)	5P
	3) その他(事務局等)	3P

3 認定医療ソーシャルワーカー申請の流れ

◆必要書類

- (1) 社会福祉士登録証の写し
- (2) 研修等の受講を証明する添付資料綴り※1※2
- (3) 認定審査申請書・チェックリスト（新規）＜様式1＞
- (4) 実務経験証明するもの＜様式2＞
- (5) ポイント申告書（新規）＜様式4＞
- (6) ポイント記録表＜様式6＞（これに準ずる書式を自分で作成したものでも可）

《注》提出書類は、郵送時の事故に備えて、コピーをおとりください。

※1 添付資料の綴りには、右上に赤ペンで番号を振り、その番号を「添付資料番号」としてポイント記録の所定欄に記入する。添付資料は自署した番号順に並べ、左上をホチキスで止めて提出すること。

※2 用意すべき添付資料は以下のとおりです。

添付資料詳細

学会参加	氏名・学会名が記載されているもの 例：領収証・参加証の写し
講習会・研修会の受講	当協会もしくは都道府県協会等でシラバス認定された講習会・研修会は①のみ、それ以外の場合は①②の両方を添付してください。 ①受講証もしくは修了証の写し ※原則受講証もしくは修了証がないとポイント認定ができません。受講証・修了証が揃わない場合は、研修主催団体にお問い合わせください。 ※2018年度以前の当協会の研修会は受講証が発行されていない研修もあるため、その場合は認定手帳（研修で配布されたシールを貼付したもの※現在は認定手帳制度廃止）もしくは領収証を添付してください。 ②研修内容・研修時間がわかるもの
地域活動・社会貢献	活動名・氏名が印字されているもの 例：活動証明書・依頼書等（ボランティア等）・委員等の委嘱状の写し ※証明書類が揃わない場合は当協会ホームページより「地域活動・社会貢献活動証明書」をダウンロードの上、主催団体から証明を受けてください。同じ内容が記載されていれば主催団体所定の書式でも構いません。

論文・著作等	執筆者氏名・タイトル（論文の場合は掲載誌と掲載論文の両方）・掲載年が印字されているもの 例：著作の場合は目次・巻末の写し、 論文の場合は論文掲載ページ・巻末の写し・（「3」上記以外の論文筆頭著者査読有り」でポイント申請する場合）査読有りとわかるもの
学術大会・学会発表	発表者氏名・学会名・発表の要旨が印字されているもの 例：抄録表紙・プログラム進行表（発表した箇所が分かるように印をつける）・発表の要旨の写し
講習会・研修会講師	講師名・講習会研修会名・講習会日時が印字されているもの 例：公文書・講師派遣依頼文・演習ファシリテーター依頼文・研修案内文（但し講師名が記載されたもの）の写し
論文・学会演題の査読	氏名・査読依頼内容が印字されているもの 例：公文書・依頼文の写し
実習指導者としての業績	①②の両方を添付してください。 ①実習指導者講習修了証の写し（研修会受講の証明で提出する場合は省略可） ②実習指導担当者名、実習時間が印字されているもの 例：公文書・依頼文・承諾書・実習指導計画書・実習日誌等の写し
スーパービジョンの実績	①②のいずれかを添付してください。 ①様式第5号「スーパービジョン実施報告書」の写し ②様式第2号「スーパービジョン実施契約書」覚書含む 様式第4号「スーパービジョン機能表」の写し
日本医療ソーシャルワーカー協会及び都道府県協会の理事・監事等の業績	氏名・理事監事等依頼内容が印字されているもの 例：公文書・依頼書・委任状の写し

◆申請受付期間

毎年度 6月1日～8月31日までに申請してください（8月31日消印有効）。

◆流れ

申請にあたって①当協会ホームページでのお申込み②審査料のお支払い③必要書類の郵送 が必要です。

①当協会ホームページでのお申込み

当協会ホームページの会員サイトにログイン後、トップページより「認定医療ソーシャルワーカー」の「申請」ボタンをクリックし、申請案内の詳細・会員登録情報を確認する。

※申請受付期間中のみ「申請」ボタンが表示されます。



これまでに申請歴がない場合は新規申請、更新対象者は更新申請のフォームが表示される。

※更新申請をされる非会員の方は、事前に事務局での処理が必要です。Web 登録非会員として登録後、事務局までご連絡ください。



登録情報を確認後、入力フォームに進み、申請を完了させる。

※自動返信メールが送信されるとともに、会員サイト「申込み・修了履歴」にて申請履歴を確認できます。



②認定審査料のお支払い

認定審査料を支払う。

※決済方法はクレジットカード、コンビニ、ゆうちょ銀行の3種類です。

詳細は [17 ページ](#)を参照してください。

（日本医療ソーシャルワーカー協会会員：5,000円 非会員：10,000円）



③必要書類の郵送

必要書類を協会事務局に郵送する。

※協会事務局の住所は本手引き最終ページに掲載しています。

※認定申請に必要な書類は、当協会ホームページ「認定医療ソーシャルワーカー」→「申請方法」から様式をダウンロードできます。

※必要書類は、新規申請は [11 ページ](#)、更新申請は [16 ページ](#)をそれぞれ参照してください。



当協会認定事業部において必要書類およびポイントの確認が行われる。



ポイント要件を満たしたら、9月以降に会員サイトにて課題内容・書式をダウンロードする。

※上記のほか、メールにてレポート課題のご案内が送信されます。

※9月下旬（20日頃）になっても会員サイトが変更されない・メールが届かない場合は事務局までお問い合わせください。



期日までにレポート課題を作成し、提出する。



認定医療ソーシャルワーカー認定審査委員会にて審査が行われる。



審査結果は当協会理事会にて承認される。



3月末までに申請者へ審査結果が郵送にて通知される。

合格者には、認定登録申請書および認定登録料（10,000円）納付用紙が送付される。

認定登録申請書送付および認定登録料の納付確認後、認定登録（名簿管理）がなされる。



当協会認定事業部から認定医療ソーシャルワーカー認定証が発行（郵送）される。

≫更新申請と失効（認定の停止）

本制度は専門性の質を担保するために 5 年更新制を導入しております。認定医療ソーシャルワーカーの皆様には、原則として有効期間内に認定の更新をお願いいたします。

有効期間内に更新できなかった場合は、更新要件を満たして更新申請が行われるまでの間、認定医療ソーシャルワーカーの認定は停止されます。更新申請要件を満たしたら、再申請することができます。

1 更新要件

◆更新（1 回目）

- 1) 認定医療ソーシャルワーカー新規申請後から 5 年以内に、合計 **105 ポイント** 以上を取得していること。
- 2) 上記 105 ポイントの内、以下の大項目のポイント合計が 20 ポイント以上あること。
 - ・ 4.論文・著者等
 - ・ 5.学会発表
 - ・ 6.講習会・研修会講師
 - ・ 7.論文・学会演題の査読
 - ・ 8.実習指導者としての業績
 - ・ 9.スーパービジョンの実績
- 3) ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものであること。
(認定医療ソーシャルワーカー新規申請手続き中の年度内研修・活動等のポイントは認められます)
- 4) ポイント認定後に課されるレポート 1 編の審査に合格すること。
- 5) 第 7 期までの経過措置対象者の更新申請については、5 つの現任者研修※の中で 90 ポイントまでは更新時に持ち越し算定が可能だが、持ち越し算定に加えて 2) に記載の通り大項目のポイント合計が 20 ポイント以上あることが必要である。また、2017 年度（第 8 期）以降の新規申請者が更新申請を行う際は、持ち越し（永続）ポイント制は廃止する。

※5 つの現任者研修とは、「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ」「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ」「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ）」「実習指導者養成認定研修」「スーパーバイザー養成認定研修」です。

◆更新（2 回目以降）

2 回目以降の更新（新規申請後 10 年以降）に際しては、1 回目の更新とは異なり、ポイント審査はなく、レポート 1 編の審査に合格すること。

2 更新申請の流れ

◆必要書類

- (1) 認定医療ソーシャルワーカー認定証の写し
- (2) 研修等の受講を証明する添付資料綴り※1※2 2回目以降の更新時は不要
- (3) 認定審査申請書・チェックリスト（更新）＜様式3＞
- (4) ポイント申告書（更新）＜様式5＞ 2回目以降の更新時は不要
- (5) ポイント記録表＜様式6＞（これに準ずる書式を自分で作成したものでも可）2回目以降の更新時は不要

《注》提出書類は、郵送時の事故に備えて、コピーをおとりください。

※1 添付資料の綴りには、右上に赤ペンで番号を振り、その番号を「添付資料番号」としてポイント記録の所定欄に記入する。添付資料は自署した番号順に並べ、左上をホチキスで止めて提出すること。

※2 用意すべき添付資料は 11 ページを参照してください。

◆申請期間

毎年度 **6月1日～8月31日**までに申請してください（8月31日消印有効）。

※第1期～第5期までに認定医療ソーシャルワーカー認定をされた方へ
新規申請時の認定証に記載された更新手続きの期間が上記の通り変更となっています。
ご注意ください。

◆流れ

13 ページを参照してください。

≫審査料・認定登録料

認定審査料（新規・更新ともに）	当協会会員 5,000 円
	非 会 員 10,000 円

認定登録料（新規・更新ともに） ※レポート審査合格後	一 律 10,000 円
-------------------------------	--------------

≫支払い方法

- ・クレジットカード（認定審査料のみ）
- ・コンビニ（認定審査料のみ）
- ・ゆうちょ銀行（認定審査料・認定登録料）

クレジットカード・コンビニは、当協会ホームページでのお申込み後、会員サイトにログインし、「申込み・修了履歴」→認定医療 SW タブ→「お支払い」をクリックしてお手続きを進めてください。

ゆうちょ銀行は以下の口座にお振込みください。

振込み口座	ゆうちょ銀行 00120-5-647577
加入者名	日本医療ソーシャルワーカー協会
通 信 欄 に 記 入 する事項	・「認定医療ソーシャルワーカー 認定審査料 あるいは 認定登録料である旨 ・会員番号（当協会会員のみ記載） ・申請者氏名 ・住所（所属機関または自宅）

認定社会福祉士について

1 認定社会福祉士とは

認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構）が認定する制度です。

認定社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者」とされています。

社会福祉士の資格は、国家試験に合格し、登録を行うことによって付与されます。しかし、資格の取得はあくまでも専門職で実践を行うための“スタートライン”であり、試験の合格が実践力を証明しているわけではありません。そこで、高度な知識と卓越した技術を用いて、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する社会福祉士のキャリアアップを支援する仕組みとして、実践力を認定する「認定制度」が制定されました。分野は高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化の5つに分かれます。

2 認定社会福祉士の取得方法

認定医療ソーシャルワーカー(日本医療ソーシャルワーカー協会認定)を取得し、かつ認定社会福祉士認証・認定機構（以下機構）のスーパービジョンを『受ける』もしくは『する』（スーパーバイザー登録の上）※を6単位取得したものは、認定社会福祉士認定研修を修了することで、「認定社会福祉士認証・認定機構」が認定する「認定社会福祉士」を取得することができます。

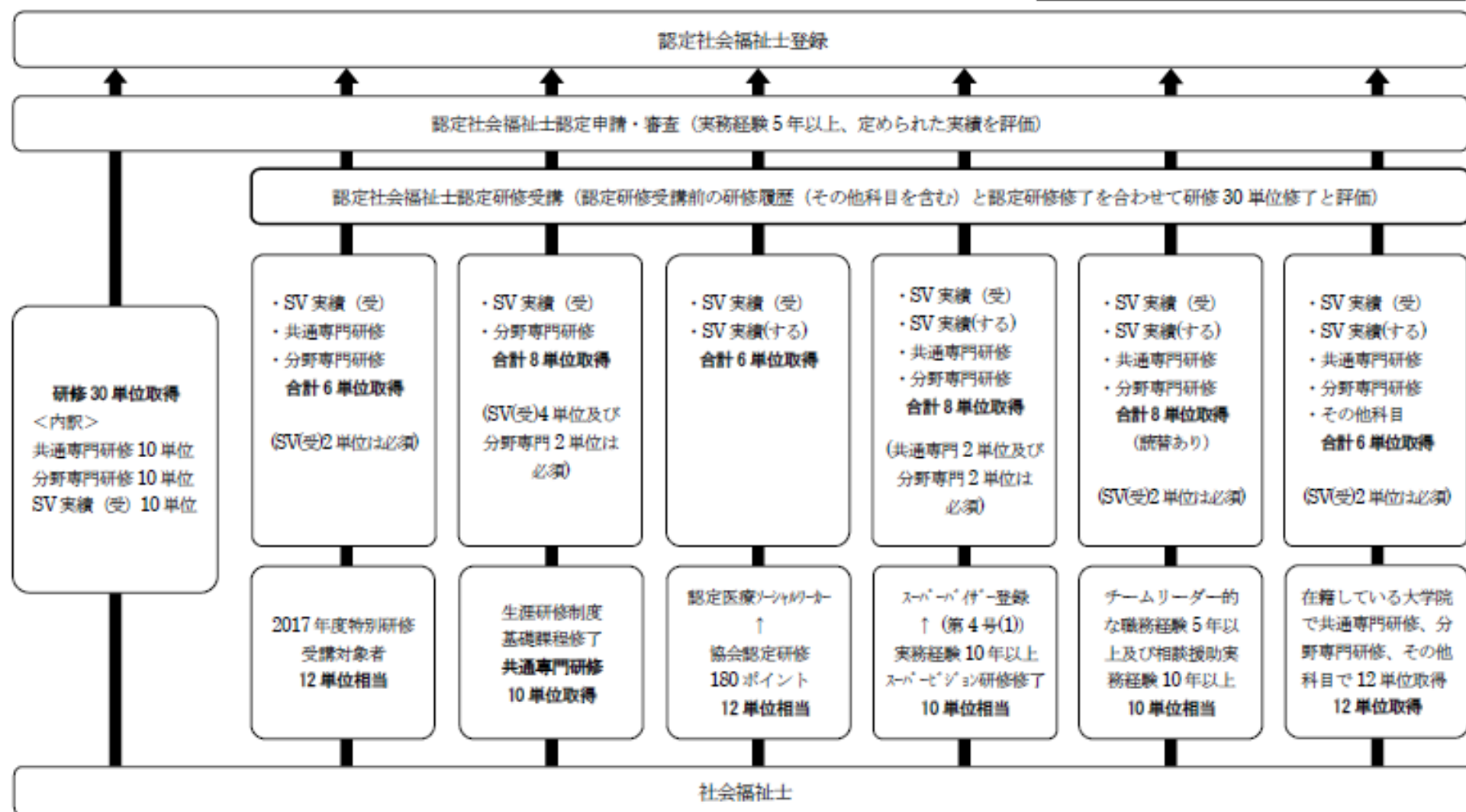
また更新に関しても、一度「認定社会福祉士」を取得していれば「認定医療ソーシャルワーカー」の更新をすることで「認定社会福祉士」の更新がしやすくなりました。

（詳細は機構のHPのほか、当協会が作成した「医療分野における認定制度 取得のすゝめ」もご一読ください。当協会ホームページからダウンロードできます。）

※認定医療ソーシャルワーカー取得前であっても、社会福祉士登録後に機構の手順に沿ってスーパービジョンを実施することで単位認定されます。ぜひ認定医療ソーシャルワーカーの取得と並行して、日々の実践のスーパービジョンを受けたり、スーパーバイザー登録者としてスーパービジョンを行ってください。ただし、認定医療ソーシャルワーカーの申請ポイントとしてのスーパービジョン実績と、認定社会福祉士の申請単位としてのスーパービジョン実績を兼ねることはできません。

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



(1) 日本社会福祉士会
現経過措置移行ルート

(2) 日本社会福祉士会
生涯研修ルート

(3) 日本医療ソーシャルワーカー協会
研修ルート

(4) スーパーバイザー
登録者ルート

(5) ベテランルート
(時限措置)

(6) 大学院（教育基幹）
ルート

通常ルート

認定研修ルート

※「その他科目」は共通専門研修、
分野専門研修へ一部振替が可能。

様式集

＜様式1＞認定審査申請書・チェックリスト（新規）

＜様式2＞実務経験証明書

＜様式3＞認定審査申請書・チェックリスト（更新）

＜様式4＞認定医療ソーシャルワーカー ポイント申告書（新規）

＜様式5＞認定医療ソーシャルワーカー ポイント申告書（更新）

＜様式6＞ポイント記録表

1. 学会参加
2. 講習会・研修会の受講
3. 地域活動・社会貢献
4. 論文・著作等
5. 学会発表
6. 講習会・研修会講師
7. 論文・学会演題の査読等
8. 実習指導者としての業績
9. スーパービジョンの実績
10. 日本医療ソーシャルワーカー協会および各都道府県協会の理事・監事等の業績

＜様式7＞地域活動・社会貢献活動証明書

<様式1>

認定医療ソーシャルワーカー 認定審査申請書・チェックリスト（新規）

申請日 年 月 日

会 員 資 格	☐ 会員（ 会員番号 ） ☐ 非会員
ふ り が な	
申 請 者 氏 名	

以下の項目について確認し、対応できている場合はチェック欄に☑をしてください。

①当協会ホームページでのお申込み②審査料のお支払い③必要書類の郵送

	項目	チェック
①	当協会ホームページでのお申込み完了	☐
②	審査料のお支払い完了	☐
③	社会福祉士登録証の写し	☐
	研修等の受講を証明する添付資料綴り	☐
	認定審査申請書・チェックリスト（新規）<様式1>	☐
	実務経験証明書<様式2>	☐
	ポイント申告書（新規申請用）<様式4>	☐
	ポイント記録表<様式6>	☐

*協会記入欄

受 付 日 *		受 付 番 号 *	
---------	--	-----------	--

（注）個人情報の取り扱い：本認定申請で得た個人情報は、認定登録に伴う書類作成・発送に用い、この利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。

<様式2>

実務経験証明書

次の者は当施設において下記の職名に従事したことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	
従事した職名	
従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
従 事 態 様	1 週間当たり平均 日
	1 日当たり平均 時間

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名

氏 名

㊞

(注)

合算する場合は、1 機関に 1 部の実務経験証明書とすること

現在就業中の場合、従事期間の終了日は証明時時点の日付をご記入ください。

個人情報の取り扱い：本認定審査申請で得た個人情報は、認定審査に伴う書類作成に用い、この利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。

<様式3>

認定医療ソーシャルワーカー 認定審査申請書・チェックリスト（更新）

申請日 年 月 日

会 員 資 格	☐ 会員（ 会員番号 ） ☐ 非会員
ふ り が な	
申 請 者 氏 名	

以下の項目について確認し、対応できている場合はチェック欄に☑をしてください。

①当協会ホームページでのお申込み②審査料のお支払い③必要書類の郵送

	項目	チェック
①	当協会ホームページでのお申込み完了	☐
②	審査料のお支払い完了	☐
③	認定医療ソーシャルワーカー認定証の写し	☐
	研修等の受講を証明する添付資料綴り 2回目以降の更新時は不要	☐
	認定審査申請書・チェックリスト（更新） <様式3>	☐
	ポイント申告書（更新） <様式5> 2回目以降の更新時は不要	☐
	ポイント記録表<様式6> 2回目以降の更新時は不要	☐

*協会記入欄

受 付 日 *		受 付 番 号 *	
---------	--	-----------	--

（注）個人情報の取り扱い：本認定申請で得た個人情報は、認定登録に伴う書類作成・発送に用い、この利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。

認定医療ソーシャルワーカー 認定審査申請

ポイント申告書（新規）

取得ポイント総計

	項 目	取得ポイント
1	学会参加	
2	①講習会・研修会の受講（②以外）	
	②当協会主催研修及び当協会がシラバス認定した研修から60ポイント以上	
3	地域活動・社会貢献	
4	論文・著作等	
5	学会発表	
6	講習会・研修会講師	
7	論文・学会演題の査読	
8	実習指導者としての業績	
9	スーパービジョンの実績	
10	日本医療ソーシャルワーカー協会および各都道府県協会の理事・監事等の業績	
合 計		P

※この様式は、新規申請をする場合にのみ使用するものです。

※1～10の項目の合計が180ポイント以上、太枠の項目が60ポイント以上であることが条件です。

※「スーパービジョンの実績」は、認定社会福祉士認証・認定機構の形式によるものであること、また認定社会福祉士の申請に必要なスーパービジョン実績と兼ねることはできません。

認定医療ソーシャルワーカー 認定審査申請

ポイント申告書（更新）

取得ポイント総計

	項 目	取得ポイント
1	学会参加	
2	講習会・研修会の受講	
3	地域活動・社会貢献	
4	論文・著作等	
5	学会発表	
6	講習会・研修会講師	
7	論文・学会演題の査読	
8	実習指導者としての業績	
9	スーパービジョンの実績	
10	日本医療ソーシャルワーカー協会および各都道府県協会の理事・監事等の業績	
合 計		P

※この様式は、更新申請をする場合に使用するものです

※更新申請を行う場合、1～10の項目の合計が105ポイント以上であることが条件です。

※「スーパービジョンの実績」は、認定社会福祉士認証・認定機構の形式によるものであること、また認定社会福祉士の申請に必要なスーパービジョン実績と兼ねることはできません。

<様式 6>

ポイント記録表

1. 学会参加

年 月 日	主 催 学 会 ・ 大 会 名	ポ イ ン ト	添 付 証 明 資 料 番 号

2. 講習会・研修会の受講

[illegible]

3. 地域活動・社会貢献

[illegible]

4. 論文・著作等

[illegible]

5. 学会発表

[illegible]

6. 講習会・研修会講師

[illegible]

7. 論文・学会演題の査読等

[illegible]

8. 実習指導者としての業績

担当期間	養成校・大学等名	ポイント	添付証明 資料番号

9.スーパービジョンの実績

[illegible]

10.日本医療ソーシャルワーカー協会および各都道府県協会の理事・監事等の業績

[illegible]

<様式7>

地域活動・社会貢献活動証明書

<名前> _____

<生年月日>西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のものは、下記のとおりに活動したことを証明します。

1 活動名	
2 活動地域・場所	
3 活動委嘱期間	西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
4 活動内容	

<証明日>西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<団体名> _____

<担当者> _____ (印)

※注意事項※

本証明書は、活動主催団体が作成してください。押印は、原則として公印を使用してください。

2025 年 3 月 7 日改定

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
〒162-0065
東京都新宿区住吉町 8-20 四谷ヂンゴビル 2F
TEL 03-5366-1057 FAX 03-5366-1058
E-mail jaswhc@d3.dion.ne.jp
URL <http://www.jaswhs.or.jp/>